

令和5年度 第6回香取市農業委員会総会議事録

令和5年9月7日

9月7日（木）香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を本庁5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
日程第3 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
日程第4 議案第4号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業一括方式）の決定について
日程第5 報告第1号 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて
日程第6 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第7 報告第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
日程第8 報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は15名で、その氏名は下記のとおり

1番	木	内	恒	幸	2番	成	毛	和	弘
4番	芹	川		幹	6番	山	田	宏	一
7番	栗	山	雅	幸	8番	石	橋	清	勝
9番	平	川	君	子	10番	寺	島	美	幸
11番	海	老	澤	武	12番	飯	森		孝
14番	片	野	壽	夫	16番	菅	谷	樹	雄
17番	鵜	澤	幹	司	18番	林		藤	江
19番	伊	藤		寛					

1. 欠席委員 4名

3番	熱	田	英	夫	5番	鈴	木	健	夫	
13番	高	松	多	可	史	15番	富	澤	克	彦

事務局職員出席者

事務局長 椎 名 正 志 管理班長 鴫 田 静 子

農地班長 越 川 泰 克 主 查 岡 善 子
主 查 圓 藤 大 輔

開会 午後 2時55分

会議に入る前に議案の訂正を申し上げます。

議案書 149 ページをお開きください。整理番号 9 番について、各筆の記載に漏れがありましたので、別紙のとおり追加します。

続きまして、令和 5 年度第 6 回農業委員会総会附属資料も誤りがございましたので、別紙のとおり差替えします。

以上 2 件につきまして、訂正してお詫び申し上げます。大変失礼いたしました。

議長 長、本日はよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、着座にて進めさせていただきます。

まず、本日の欠席委員でございますけれども、3 番の熱田英夫委員、それから 5 番の鈴木健夫委員、13 番、高松多可史委員、それから 15 番、富澤克彦委員、したがって、出席は 15 名ありますので、本日の総会は成立をしております。

◎開 会

議長 長 それでは、ただいまから令和 5 年度第 6 回農業委員会総会を開会いたします。

これより会議に入ります。

審議のほどよろしくお願ひいたします。

◎議事録署名委員の選出

議長 長 最初に、議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長 異議なしと認めます。

それでは、本日の議事録署名委員としまして、9 番 平川君子委員、10 番 寺島美幸委員の 2 名を指名いたします。

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案についてお諮りをいたします。

本日の提出議案は、日程第1 議案第1号ないし日程第8 報告第4号をご提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 それでは、着座にて説明をさせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。

令和5年9月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

議案書のページは1ページから4ページで、整理番号は1番から7番です。

整理番号1番、2番、7番は、譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、1番及び2番が売買により、7番が親からの贈与により所有権移転を受けるものであります。

なお、整理番号1番は、譲渡人が破産者のため、破産管財人による財産清算のための農地処分となります。

整理番号3番、4番は、3番が譲受人の自作地に隣接して耕作利便のため、4番が自宅の隣接で家庭菜園として耕作利便のため、それぞれ売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号5番、6番は、譲受人が農地所有適格法人以外の農業法人として農業経営に参加するため、農地の賃借権設定をするものでございます。

なお、本件は解除条件付の許可申請案件となります。

以上7件でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第2班班長、海老澤 武委員。

1 1番海老澤委員 去る8月25日金曜日、午後3時30分より、市役所301会議室において、第2班の事前審査会を開催しました。

提出されました農地法第3条の案件は7件であります。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

以上です。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

初めに、整理番号1番について、1番 木内恒幸委員。

1番木内委員 では、説明いたします。

整理番号1番について、都祭推進委員さんと現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、所有者の破産申立てに伴い、破産管財人が選任され、農地を処分することとなり、農業経営規模を拡大したい意向のある譲受人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。申請地は、譲受人の自作地から近く、通作に支障がないことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われます。したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号2番について、3番 熱田英夫委員でございますが、本日欠席のため、事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局主査 整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が農業経営廃止のため農地を処分したい意向があり、また、譲受人は、農業経営規模を拡大したい意向があり、このたび、売買による所有権移転の協議が調ったものです。申請地は、譲受人の自宅から近く、通作に支障がないことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思ひます。したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号3番、4番について、6番 山田宏一委員。

6番山田委員 整理番号3番について、新堀推進委員と現地調査を行った結果を説明いたし

ます。

この申請は、譲受人が自作地の隣接農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。このことから、所有権移転後も、農地の良好な維持管理が行われると思います。したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号4番について、これも新堀推進委員と現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が農業経営縮小のため農地を処分したい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。申請地は、譲受人の自宅地と隣接しており、通作に支障がないことから、所有権移転後も、家庭菜園等して農地の良好な維持管理が行われると思います。したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 最後に、整理番号5番、6番、7番について、11番 海老澤 武委員。

1 1番海老澤委員 整理番号5番及び6番について、坂本推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、整理番号5番及び6番については、譲受人が同一であるため、一括して説明いたします。

この申請は、譲受人が農地所有適格法人以外の法人として農業経営の算入をするため、譲渡人の農地に賃借権の設定を行うものであります。譲受人の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇は、既に農地所有適格法人としてレンコン栽培で農業経営に参入している〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から分社化したものです。申請地では、〇〇〇〇〇〇〇の作付計画があり、経営面積については、5年後には40町歩を目標としています。また、今回、農地所有適格法人以外の法人として農業経営参入であります。参入の要件として、営農を行う地区での農業の維持発展に関する話合いや、農道、水路等の維持管理活動への参加などが条件となっており、この集落活動への参加についての確約書の提出がなされております。この確約書において、〇〇〇地区の区長へ説明を行っている旨の記載がなされております。さらに、当該法人が参入するに当たっては、農業委員会会長が、市町村長から意見を求めることとなっておりますが、その意見書においては、特段の指摘事項はございませんでした。したがって、申請内容においても適正であり、賃借権設定後も良好な維持管理が行われることから、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号7番でございます。坂本推進委員と現地調査等を行った結果を説

明いたします。

この申請は、譲受人が実家の母から農地を譲り受けて、農業経営規模を拡大したい意向があり、贈与により所有権移転を受けるものです。親子間の贈与であり、今後も適正な農地の維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。

下記のとおり農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。

令和5年9月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

議案書のページは5ページから8ページで、整理番号は1番から10番です。

転用の目的別に概要説明します。

整理番号1番、転用目的は農業用倉庫兼作業場、車両置場、資材置場用地で、権利の内容は使用貸借権設定です。申請地の農地区分は、農用地区域内の農地ではありますが、農業用施設に供することから、不許可例外事由のEに該当します。

整理番号2番、3番、6番、7番、8番、10番、転用目的は太陽光発電施設用地で、

2番及び3番、6番及び7番は、それぞれ同一事業による関連案件となります。権利の内容は、2番、3番、6番、7番、8番が所有権移転、10番が地上権設定です。申請地の農地区分は、いずれも農業公共投資の対象となっていない小集団の農地と考えられるため、第2種農地と判断しました。

なお、整理番号2番及び3番の同一事業案件は、開発面積が3,000平方メートルを超えるため、千葉県農業会議の諮問案件となります。

整理番号4番、9番、転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は使用貸借権設定です。申請地の農地区分は、4番が農業公共投資の対象となっていない小集団の農地と考えられるため第2種農地と判断、9番が第1種農地不許可例外事由のIに該当します。

整理番号5番、転用目的は建売分譲用地で、権利の内容は所有権移転です。申請地の農地区分は、第1種農地不許可例外事由のIに該当します。

以上、10件でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第2班班長 海老澤 武委員。

1 1番海老澤委員 事前審査会の審査結果について報告をいたします。

提出されました農地法第5条の案件は10件であります。

書類等で審査した結果、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願ひます。

以上です。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

初めに、整理番号1番について、1番 木内恒幸委員。

1番木内委員 整理番号1番について、現地調査を行った結果を説明します。

場所は、〇〇〇〇〇〇線、〇〇方面より向かって〇〇〇〇さんの駐車場があり、それを〇に曲がって〇〇メートルくらい行ったところです。

譲受人は市内の農業者で、耕作面積の拡大に伴い、農作業用機械の台数が増えたため、現状の作業場や車両置場では手狭となったため、農業用倉庫や農業用の車両置場並びに資材置場を設置する計画となりました。

申請地では、整地のみで埋立て等はいりません。排水については雨水のみで、敷地内で自然浸透で対応します。

なお、申請地は○○○○○などの○○○ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の現実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号5番について、8番 石橋清勝委員。

8番石橋委員 整理番号5番について、木内推進委員さんと現地調査を行った結果を説明します。

申請地は、○○○○○をあ○○○から○○方面へ向かいますと、○○○の○○沿いに○○があります。その手前○メートルを○方向に行き、○メートル先の○側になります。

譲受人は、市内に本店のある○○○○などを営む法人ですが、周辺の住環境が整っており、宅地としての需要が見込める申請地に建売分譲地を6区画建築するものです。

申請地では、山砂にて前面道路と同じ高さまで埋立てを行います。

排水は、雨水は敷地内で集水後、既設のU字溝へ放流し、污水・雑排水は、合併浄化槽で処理後、既設側溝へ放流します。

また、隣接農地との間にはL型擁壁を設置することで、土砂等の流出を防止します。

なお、申請地は、○○○○○○○○より転用の同意を得ており、資金計画も妥当であるため、転用の現実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題ないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号6番、7番、8番について、10番 寺島美幸委員。

10番寺島委員 整理番号6番並びに7番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

飛ヶ谷推進委員には連絡しております。

申請地は、○○○○○の○○○○になります。

譲受人は、○○○○○○に所在する太陽光発電事業などを営む法人で、小規模な農地のまとまりである申請地を有効活用し、安定収入を得るため、太陽光発電施設を設置するものです。

申請地では、切土や盛土は行わず、整地のみ行います。

排水は雨水のみで、敷地内で浸透処理し、また、隣接する農地との境界にフェンスを設け、営農への被害を防止します。

なお、申請地は○○○○○などの○○○ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の

確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題はないものと判断いたしました。

続きまして、整理番号8番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

〇〇〇〇〇〇線を〇〇〇〇〇〇店を〇に〇〇方面へ向かい、〇〇〇〇〇〇〇〇〇を過ぎ、〇〇メートルほど先の〇手になります。

譲受人は、〇〇〇〇〇〇に所在する太陽光発電事業などを営む法人で、小規模な農地のまとまりである申請地を有効活用し、安定収入を得るため、太陽光発電施設を設置するものです。

申請地では、切土や盛土は行わず、整地のみを行います。

排水は雨水のみで、敷地内で浸透処理し、また、隣接する農地との境界にフェンスを設け、営農への被害を防止いたします。

なお、申請地は、〇〇〇〇〇などの〇〇〇ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

議長 最後に、整理番号9番、10番について、14番 片野壽夫委員。

14番片野委員 まず、整理番号9番について、五喜田推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

まず、場所ですが、〇〇〇〇〇線を〇〇方面に〇キロほど行きますと、左手に〇〇〇〇という〇〇〇〇店があります。その〇〇〇〇の先を〇に入って〇メートルほど行った〇手の農地になります。

譲受人は、〇〇〇〇の会社員で、現在、実家住まいですが、子どもの成長に伴い、手狭になったため、申請地で専用住宅を建築する計画をしたものであります。

申請地では、切土や盛土は行わず、整地のみを行う予定です。

排水は、雨水は浸透柵により地下浸透とし、汚水や雑排水は合併浄化槽で浄化の上、蒸発散装置で敷地内処理をいたします。

なお、申請地は、〇〇〇〇〇などの〇〇〇ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題ないものと判断いたしました。

続いて、整理番号10番について、五喜田推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

まず場所ですが、〇〇〇〇〇〇を〇〇方面に向かいまして〇キロほど行きますと、〇手に〇〇〇があります。その〇〇〇の隣ですか、先の隣になります。

譲受人は、〇〇市に所在する太陽光発電事業などを営む法人であります。小規模な農地のまとまりである申請地を有効活用し、安定収入を得るため、太陽光発電施設を設置するものであります。

申請地では、埋立て等はいりません。

排水は雨水のみで、敷地内で浸透処理し、また、隣接する農地との境界にフェンスを設け、営農への被害を防止いたします。

なお、申請地は〇〇〇〇〇などの〇〇〇ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の現実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題ないものと判断をいたしました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、許可相当との意見を付して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について。

下記のとおり農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求めらる。

令和5年9月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案書のページは9ページから11ページで、整理番号は1番から7番です。

利用集積計画の概要については、附属資料のとおりです。

以上の7件については、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 議案第3号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に関わる事案がありますので、当該事案を分離してまず審議をいたします。

議案第3号、整理番号1番について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

（○番 ○○○○委員 退場）

議長 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号、整理番号1番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号、整理番号1番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

（○番 ○○○○委員 入場・着席）

議長 長 次に、ただいま分離して審議した議案第3号の整理番号1番を除く6件について審議をいたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号、整理番号1番を除く6件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号、整理番号1番を除く6件については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第4号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業一括方式）の決定について。

下記のとおり農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。

令和5年9月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案書のページは12ページから142ページで、整理番号は1番から275番です。

利用集積計画の概要については、附属資料のとおりです。

以上の275件については、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 議案第4号については、農業委員会等に関する法律第31条に規定に基づく議事参与の制限に関わる事案があります。当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第4号、整理番号163番について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

（○番 ○○○○委員 退場）

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号、整理番号163番については、原案のとおり決定することにご異議ありません。

んか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号、整理番号163番については、原案のとおり決定いたします。

4番 芹川 幹委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第4号、整理番号244番について審議いたします。

審議が終了するまでの間、○○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号、整理番号244番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号、整理番号244番については、原案のとおり決定いたします。

○○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第4号、整理番号266番について審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号、整理番号266番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号、整理番号266番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

（○番 ○○○○委員 入場・着席）

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第4号の整理番号163番、244番、266番を除く272件について審議をいたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第4号の整理番号163番、244番、266番を除く272件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第4号の整理番号163番、244番、266番を除く272件については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第5 報告第1号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて。

下記のとおり農地法第5条の規定による許可申請について、取下願の提出があったので報告する。

令和5年9月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

取下願は1件です。

◎日程第6 報告第2号

事務局農地班長 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

下記のとおり農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。

令和5年9月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は2件です。

◎日程第7 報告第3号

事務局農地班長 報告第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。

下記のとおり農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画（中途解約）の通知があったので報告する。

令和5年9月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は23件です。

◎日程第8 報告第4号

事務局農地班長 報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。

下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。

令和5年9月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は4件です。

以上です。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案は全て審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会はこれをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時45分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人